

～あなたとともに成年後見を考える～

リーガルサポートにゆーす

2012年3月発行 <第10号>

手帳の交付を受けることで
どんな制度やサービスが
受けられるのじゃろ？



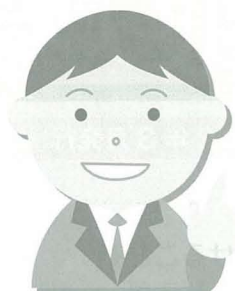
障がい福祉サービスって
どんな内容なのかしら？



今回は
障がいのある方の
支援に関する 特集です



- 障がいのある方が自立した生活を送るための
制度や福祉サービスの活用
- 「後見人等交流会」の報告
～他の専門職との連携～



障がいのある方がお住まいの地域で自立した生活を送るためには、医療、施設、機関、その施設や機関の相談員、法律制度（成年後見制度もその一つです）など（これらを総称して『社会資源』と言います）を活用する必要があります。

今号では、第1部で、社会資源の中でも、障がいのある方を支援するための制度の活用について説明します。第2部では、人的社会資源である成年後見人等として活躍されている、社会福祉士の方を中心にその周辺の職域の方々が集まって結成された「後見人等交流会」の内容を報告します（「成年後見人等」は成年後見人、保佐人、補助人の総称です）。

第1部 障がいのある方が自立した生活を送るための制度や福祉サービスの活用

障がいのある方が、地域で自立した生活を送るために、国・都道府県・市区町村には、障がいのある方やその家族の方々の生活を支援するための制度や福祉サービスがあります。

【1】「精神障がい者保健福祉手帳」、「療育手帳」の交付を受ける

お住まいの地域で実施されている制度や福祉サービスを利用するためには、精神障がい者保健福祉手帳や療育手帳の取得、提示を要件としているものが少なくありません。

そこで、障がいのある方が地域で生活を始めるにあたっては、まず、地域の保健福祉センターまたは福祉課等から上記手帳の交付を受けることが肝要です。

精神障がい者保健福祉手帳は、1～3級の区分が、療育手帳はA、B1、B2の区分があり、各々区分に応じて、制度の適用や福祉サービスを受けることができます。



手帳の交付を受けることによって、制度やサービスを受けやすくなります。

（1）医療・保健分野

医療・保健分野のサービスとして①精神疾患の治療のため通院が必要な方が対象の『精神通院医療（障がい者自立支援医療）』、②重度の知的障がいをお持ちの方等が対象の『重度障がい者（児）医療助成』、③療育手帳Aを持っている健康保険被保険者等が対象の『障がい者（児）医療費助成』、④65歳以上で、障がい者自立支援法に基づく精神通院医療を受けている等一定の要件の方対象の『老人医療費助成』などの制度があります。

また、精神障がい者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A取得者等は、65歳から後期高齢者医療制度に加えることができます。

他にも地域によって、訪問看護利用料の助成、精神科訪問看護による日常生活の指導・援助や、精神科デイケアによる生活指導などのサービスがあります。

（2）年金・手当・貸付など

障がいのある方の自立した生活を保障する制度としての『障害基礎年金』、『障害厚生年金』等の年金制度があります。また、国や各地域が実施している障がいのある方向けの各種給付金・手当制度・保護者が死亡または著しい障がいがある状態になった場合に障がいのある方に年金を支給する共済事業、社会福祉協議会が行っている『生活福祉資金』の貸付制度などがあります。

また、生活保護受給者の障がい者加算は手帳取得者が対象となります（但し、精神障がいのある方は支給対象とならない場合があります）。

生活保護受給者の障がい者加算（大阪市の例）

身体障がい者手帳1・2級、精神障がい者保健福祉手帳1級、国民年金法施行令別表に定める1級に該当する障がい	加算額（月額）
	在 宅： 26,850円 入院・入所： 22,340円
身体障がい者手帳3級、精神障がい者保健福祉手帳2級、国民年金法施行令別表に定める2級に該当する障がい	加算額（月額）
	在 宅： 17,890円 入院・入所： 14,890円

（3）住宅

府営住宅総合募集において福祉枠を設けており、賃貸住宅への入居を希望する障がいのある方に対して、必要な調整等の支援を行うサービスもあります。

（4）交通機関運賃の割引・減免

手帳の取得者は、JR・私鉄各社・大阪市営交通・航空・船舶の旅客運賃の割引、タクシー運賃の割引を利用できます。他にも、有料道路料金の割引や自動車駐車場利用料の減免が受けられます。

（5）各種料金の減免

水道料金・下水道使用料の減免、一部郵便物の料金の減免、NHK受信料の減免、N T T電話番号案内料金の免除、文化施設等の入場料の減免が受けられます。

（6）税の減免など

所得税・住民税・相続税の控除等があり、贈与税が非課税に、また自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免、利子等の非課税制度があります。

【2】障がい者自立支援法による障がい福祉サービスを受ける

障がい者自立支援法による自立支援システムによって、障がいの種類は関係なく、すべての障がいをもっている方が必要としているサービスを必要な時に受けることができます。

この福祉サービスの利用には、お住まいの地域の福祉課等への申請が必要です。申請後、障がい程度区分を認定の上支給決定がされ、受給者証の交付を受けます。

障がい程度区分の認定→支給決定を経て、必要なサービスを利用できます。

受給者証の交付を受けると、下記に挙げた福祉サービスの中から、認定区分に応じた、利用者に必要なサービスを選択します。指定事業者や施設と契約をすることによって、選択した福祉サービスを、一定の負担（原則1割の定率負担と食費、光熱費等実費負担。月額負担上限額の設定や軽減措置などもあります）で利用できます。

福祉サービスは、全国共通の「介護給付」と「訓練等給付」、お住まいの市町村によって工夫された「地域生活支援事業」があります。

（1）介護給付（国の制度。全国どこでも同じルールでサービスを提供）

①居宅介護（ホームヘルプ）、②重度訪問介護、③行動援護、④重度障がい者包括支援、⑤児童デイサービス、⑥短期入所（ショートステイ）、⑦療養介護、⑧生活介護、⑨施設入所支援、⑩共同生活介護（ケアホーム）の10給付

居宅介護（ホームヘルプ）は、入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたるサービスです。短期入所（ショートステイ）は、一時的に居宅で介護ができないときなどに、短期に入所して受ける生活全般にわたるサービス、共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活を行う住居について、主に休日や夜間に受ける生活全般にわたるサービスです。

（2）訓練等給付（国の制度。全国どこでも同じルールでサービスを提供）

①自立訓練（機能訓練・生活訓練）、②就労移行支援、③就労継続支援、④共同生活援助（グループホーム）の4給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、自立した日常生活または社会生活が営めるように必要な訓練を、就労移行支援は、一般企業等の就労に必要な知識・能力の向上をはかる訓練を、就労継続支援は、一般企業での就労が困難な方に対して、就労の場などを提供しつつ、必要な知識・能力の向上をはかる訓練を、それぞれ指定事業所などで受けることができます。共同生活援助（グループホーム）は、共同生活を行う住宅での相談や日常生活の援助です。

（3）地域生活支援事業（市区町村の事業。地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施）

①相談支援、②コミュニケーション支援、③日常生活用具給付、④移動支援（ガイドヘルパー派遣）、⑤地域活動支援センター、⑥その他地域で取組む支援

移動支援（ガイドヘルパー派遣）は、単独での外出が困難な方に対して、ガイドヘルパーが付き添いを行うことにより生活上必要な外出や余暇活動など社会参加のための外出時の移動を支援します。

地域活動支援センターは、障がいのある方々が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うことで、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。交流の場を提供し、社会復帰や就労について相談に応じ、各種の公的手続きの支援なども行っています。

以上の主な福祉サービスの他にも、都道府県・市区町村では、その地域の特性や利用者の状況による様々な福祉サービスが提供されています。

詳しくは、お住まいの市区町村の地域活動支援センター（名称は地域によって異なります）または福祉課へお問い合わせください。

第2部 「後見人等交流会」の報告 ～他の専門職との連携～

私は、リーガルサポート大阪支部会員の司法書士ですが、泉州地域の社会福祉士の方が中心となって行っている「後見人等交流会」に参加し、後見人等としての活動の充実を図っています。第2部では、この「後見人等交流会」の報告をさせていただきます。

後見人等交流会に参加するようになったきっかけですが、大阪社会福祉士会泉州支部が主催する研修会に参加した際に、泉州支部の社会福祉士さんから「後見人等交流会に来ませんか」とのお誘いを受け、平成23年1月から参加させていただくようになりました。この交流会には社会福祉士の方だけでなく、成年後見制度にかかわる様々な人々が参加し、毎回活発な意見交換がなされています。



後見人等交流会の概要

毎月1回開催されており、時間は19時～21時の2時間です。会場は、岸和田駅近くの金野社会福祉士事務所を毎回提供していただいています。交流会が始まるまで、テレビでナイター中継を見たり、持ち寄ったお菓子を食べたりと、気の張らない会となっています。

参加者の中心は泉州地域の社会福祉士の方です。社会福祉士の方々は、場所を提供してくださっている金野さんのような社会福祉士事務所を開設している方だけではなく、市役所職員の方、地域包括支援センターに勤務されている方、施設の責任者の方、病院に勤務されている方等、就労形態はさまざまです。平成23年からは、介護福祉士の方や、リーガルサポート会員の司法書士等、社会福祉士以外の資格を持つ人も参加しています。お寺の住職の方が参加されたときもありました。

参加人数は多少のバラツキがありますが、毎回10名前後です。

基本的には、各々が抱えている後見等事案について、疑問点や悩みをざくばらんに検討するという形式です。時には事案の検討という枠を超えて、看取りや本人とのかかわり方といったことについて意見を交わすこともあります。

成年後見制度に携わる様々な専門職が、交流会を通じて連携することにより、それぞれの知識の補完が可能となっています。



(実際の交流会の様子 金野社会福祉士事務所にて)

これまでの交流会で検討された事案

● 精神障がい者の方の退院後に関する事案

「精神障がい者の方が退院するので、住居を確保する必要があるが、入居契約を断られている。精神障がい者の方が入居しやすい住居はないか」というのが、相談者の抱えている主たる問題でした。住居については、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅であれば、精神障がい者の方が入居することも拒まない可能性が高いのではないかという意見があげられました。また、精神障がい者の方は、退院して薬を飲まなくなると、症状が悪化して再入院ということにもなりかねないので、通院のしやすさや服薬管理をどのように行うかも考慮する必要があるという指摘もありました。(医療・保健分野のサービスについては第1部[1]-(1)参照) 司法書士だけでは、なかなか気づきにくい点について意見がもらえ、大変参考になりました。

● 在宅の知的障がい者の方に関する事案

「認知症の母(80代前半)と二人暮らしの知的障がい者の女性Aさん(30代後半)について、現在は母に対するヘルパーさんの協力と近所の方(70代後半)の見守りによって、なんとか生活が成り立っているが、母や近所の方に万一のことがあった場合、Aさん一人では生活が成り立たない。今から何か備えておくことはできないか」という事案で、障がい者生活支援センターの相談支援事業(第1部[2]-(3)参照)の利用を検討してみてもという意見があげられました。相談支援事業とは、市区町村が行う事業(外部に委託している場合もあり)で、障がい者の方のニーズと、ホームヘルプサービスやグループホーム、ケアホーム等のサービスを適切に結びつけるための相談・支援を行っている事業です。様々なサービスを利用することで、地域との関わりを作ることができ、それが見守りにもつながります。高齢者の場合は、ケアマネジャーの方が必要なサービスのコーディネートをしますが、障がい者の場合は、家族や後見人等が市役所等に相談をして、利用できるサービスを検討し、選択する必要があると感じました。

また、相談者は「Aさんは今の住まいに強いこだわりがあり、グループホーム等を利用することは難しい」という考えを持っていましたが、同じような事案を経験した人から、「今の住まいにこだわりを持った人でも、試しに利用して気に入れば、すんなり入居できることもある」との助言がありました。不安定な生活状況を心配してはいたものの、具体的な方策を考えるまでに至っていない事案でしたが、同じような事案を経験した方の話を聞き、「まずは体験入居等を検討してみよう」という一歩を踏み出すことができました。

● 就任直後の事務について

「就任直後」と一口に言っても、申立の段階から関与しており就任時にある程度状況が把握できているケースと、就任してから状況把握をしなければならないケースでは、後見人等がやらなければならないことは随分異なります。

「本人申立によって保佐人が選任され、保佐人就任後に代理権が何も付与されていないことが分かった」という事案があり、この事案の相談者の方は、初めて保佐人に就任された方だったのですが、「本人のために何かしようとしても今のままでは何もできない」と困っておられました。交流会では「早急に代理権付与の申立をするべき」「代理権付与の申立と並行して、ケアマネジャーの方や関わっている社会福祉協議会と連携して本人の状況を把握する必要がある」等の意見があげられました。

様々な職業の人が参加しているので、異なった視点から意見が上がり、質問をした人だけでなく、参加者全員の気づきにつながりました。

交流会に参加した感想

交流会に参加して、「司法書士だけの取り組みでは限界があるが、多職種で連携することでその限界を克服できるのではないか」と感じています。他の地域でも同じような連携の場ができれば、成年後見業務がより充実し、ひいては成年後見制度を利用される方の暮らしの充実につながるのではないのでしょうか。

リーガルサポートおおさかの情報発信

リーガルサポートおおさかのホームページ
(<http://www.legal-support-osaka.jp/>) 上 で、
平成 24 年 3 月からブログを始めました。

<http://www.legal-support-osaka.jp/blog/>
ブログでは、成年後見制度全般に関する情報発信
を迅速にしていきたいと考えています。また同
ホームページには、当法人の案内、成年後見制度

の説明の他に、毎年秋頃以降に大阪府下の各地域
で開催している「一般市民の方を対象にした成年
後見に関する研修会・相談会」の案内を掲載して
います。リーガルサポートおおさかは、みなさま
の暮らしのお役に立てるように、今後も様々な活
動を続けて行きます。詳しくはホームページをご
覧ください。

成年後見制度、高齢者・障がい者の財産管理などについて、司法書士が無料で
電話または面接でご相談に応じています。何でもお気軽にご相談ください。

電話番号 **06-4790-5656**

電話相談

日時 土・日曜日、祝日を除く **毎日** 午後 1 時～午後 4 時（予約不要）

面接相談

日時 **毎週木曜日**（但し、祝日は除く）

午後 1 時～午後 4 時、予約不要
（受付時間：午後 3 時 30 分まで）

場所 **大阪司法書士会館**

大阪市中央区和泉町 1 丁目 1 番 6 号
（☎ 06-6941-5351）

●地下鉄谷町四丁目駅

⑧番出口より谷町筋を南へ徒歩 5 分



※各相談会の相談日は、年末年始その他の休業日は除きます。

苦情受付
センター

万一、担当会員が後見業務について不適切な業務等を行
っている場合は、苦情受付センターまでご連絡下さい。
電話受付の上、月 1 回面談にて苦情を受け付けております。

予約電話

06-4790-5643

リーガルサポートおおさか 〒540-0019

大阪市中央区和泉町 1 丁目 1 番 6 号 大阪司法書士会館内
電話：06-4790-5643 FAX：06-6941-7767

リーガルサポートおおさか

（公社）成年後見センター・リーガルサポート

<http://www.legal-support-osaka.jp/>

<http://www.legal-support.or.jp/>